最終更新日:2015年6月26日
アマテイ株式会社
秋元直行
問合せ先:06-6411-1238
証券コード:5952
http://www.amatei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図り、社会にとって価値ある企業であることを目指します。
また、株主・投資家の皆様には、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報開示により経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	4,105,000	33.32
株式会社神戸製鋼所	2,925,000	23.74
日本証券金融株式会社	349,000	2.83
山田　実	309,000	2.50
松井証券株式会社	256,000	2.07
株式会社SBI証券	226,000	1.83
樽谷包装産業株式会社	200,000	1.62
楽天証券株式会社	143,000	1.16
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	135,000	1.09
株式会社カナイ	114,000	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、株式会社神戸製鋼所
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件につきましては、一般の取引先と同様に市場価格等を参考とした合理的な価格としております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須和俊敦	他の会社の出身者											
後藤隆	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須和俊敦		当社株式の33.32%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の執行役員を兼務している。	鉄鋼販売面でのスペシャリストとして、営業の観点からの経営指導を受けるため
後藤隆		当社株式の23.74%を所有する大株主である(株)神戸製鋼所の常務執行役員を兼務している。	素材メーカーのスペシャリストとして、原材料の海外市場動向に関する助言等の経営指導を受けるため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と特定監査役は、相互連携をとるため、監査計画及び監査状況等の報告を受けるなど、適時に必要な情報交換、意見交換を行っております。監査役と監査室は、互いに緊密に連絡・情報交換を行い、監査室は監査役の補助的立場から会計監査、業務監査を行っております。内部統制部門として監査室がその職務に当たっており、内部監査規定に基づき、諸規定、ルールの遵守及び適正な運用と管理状況を監査し、健全性を確保しております。また、適宜、監査役及び会計監査人とも意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用に関するアドバイスも受けております。また、会計監査人による決算・財務報告に係る内部統制監査への対応は、監査室長が中心となって行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
形部彰彦	他の会社の出身者													
高尾　淳	他の会社の出身者													
塩野隆史	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
形部彰彦		当社株式の33.32%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の執行役員を兼務している。	鉄鋼販売の面での豊富な経験と幅広い知見を経営全般の監視に生かし、有効な助言を受けるため
高尾　淳		当社株式の33.32%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の役職者を兼務している。	他社での会社経営の経験から、法務・会計に関する相当程度の知見を監査業務に反映していただくため
塩野隆史	○	―――	弁護士として法令についての高い見識を客観的な立場から、経営執行の監査に反映していただくため

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成14年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであり、締結時に在任する当社の取締役及び同日在籍従業員に対して特に有利な条件でもって発行するものであります。付与対象者は、取締役4名、従業員142名。目的となる株式の数は555,000株。行使期間は平成16年7月1日から平成19年6月30日までの期間であり、既に行使期間は満了しています。よって、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当該平成14年6月27日の定時株主総会において決議されたストックオプション制度は、平成19年6月30日もって行使期間は満了となりましたが将来的には、ストックオプションを再導入する可能性があります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役6名50,142千円(社外取締役2名は無報酬)、監査役11,700千円(社外監査役4名のうち3名は無報酬。)これ以外に使用人兼務取締役4名に対して使用人給与(賞与含む)として9,274千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役をサポートするセクションとして、社外監査役については監査室が業務補助することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため原則として年6回開催しております。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しております。その他、取締役社長は、常勤取締役をメンバーとする連絡会を毎週1回、また常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っております。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しております。

当社の監査役監査の体制は、社外監査役3名を含む4名の体制で監査役会を構成し、取締役の業務及び執行状況に関して、経営監視を行っております。

常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しております。さらに、業務管理体制強化のため監査室を設置し、監査室長が監査役の補佐ならびに業務監査を実施しております。また、会計監査人と相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等の報告を受けるなど、適時に必要な情報交換、意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名の内3名が社外監査役であり、取締役会に対する監査機能の客観性・中立性を確保し、取締役会から独立した監査室と監査役会との連携を確保することにより監査機能の強化を図っております。また、監査役会は会計監査人との連携を十分に図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的説明会は開催していませんが、第2四半期と決算期末時点の年2回、決算短信による決算の概要と業績見込み等について証券取引所にて発表しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、会社案内、求人情報、投資家向けの情報(決算情報等)、有価証券報告書の掲載等によっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	特にIR室、広報室といったIR担当部署の設置はしていませんが、経営管理本部の担当役員及び担当部長がIRの窓口責任者を務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	KES(京のアジェンダ21 フォーラム)の環境マネージメントシステムステップ2 の認証を取得し、当社独自の環境宣言を定め、省エネ、産業廃棄物削減等に努めており、メチクロ回収装置を設置するなどVOC の削減にも積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めて、内部統制システムを構築し運用する。

取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果すため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。

2）体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年1回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。

3）監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

2）取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。

2）コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社は、取締役が営業本部、生産本部、経営管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を年6回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週1回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）当社は、子会社ノコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性の確保するために、指導及び支援を行う。

2）子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役（平成27年3月31日現在、子会社の取締役を3名が兼務）は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。

3）グループ監査の一貫として、会計監査人による監査を実施されています。

4）当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第2四半期末の決算監査を実施する。

5）当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされぬよう子会社との情報交換を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

1）監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを監査役から求められた場合、主に監査室所属の従業員（以下、監査室員とする）が対応する。

2）監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

3）取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う。

7. 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会とで意見交換を行う。

2）監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1）取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。

2）取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。

3）当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の　　取締役及び従業員に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士と情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2）監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。

3）当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の行動規範を「企業行動基準」として定め、社員一人ひとりが法令・企業倫理に沿って行動しております。また、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体いわゆる反社会的勢力とは一切関わらない方針を掲げ、次の項目について周知徹底を図っております。

・経営に携わる者は反社会的勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとること

・民事介入暴力に対しては、「金を出さない」「利用しない」を基本として、社員一人一人を孤立させず組織的に対応し、最大限、警察や法律家等の支援を得ていくこと

また、反社会的勢力排除に向けた体制は次のとおりであります。

・不当請求などが発生した場合の対応の部署を総務財経部とする。

警察を含む外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、この情報を社内への注意喚起等に活用する。

・反社会的勢力に関する情報は総務財経部に集約し、関連情報を含め集積する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。
しかしながら、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合の対応として、いわゆる買収防衛策の導入の是非・必要性等も含めて、今後も検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

